

蚊媒介感染症に係る 定点モニタリング調査について

令和8年度第1回気候変動適応推進協議会

令和8年5月25日(月)

がん感染症疾病対策課

蚊媒介感染症に関するこれまでの経緯

・平成26年8月、デング熱に国内で感染した患者が、昭和17年から20年までの間にかけて報告されて以来、約70年ぶりに報告された

・平成27年に蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針(国指針)を策定

- ①平常時からの媒介蚊対策
- ②国内感染症例を迅速に把握
- ③発生時の的確な媒介蚊の対策
- ④重点的に対策を講ずる感染症の指定

デング熱、ジカウイルス感染症、
チクングニア熱

・令和元年に福岡県蚊媒介感染症対応指針を策定



画像提供:国立感染症研究所昆虫医学部

福岡県蚊媒介感染症対応指針の概要(1)

・指針の基本的な考え方

蚊の発生抑制、早期診断体制を整備し、平時からの備えを万全にするとともに、国内感染患者発生時には感染拡大を防止することを目的とする。

・対象とする感染症

: デング熱、チクングニア熱、
ジカウイルス感染症

・共通する症状

: 発熱、頭痛、関節痛、発疹など

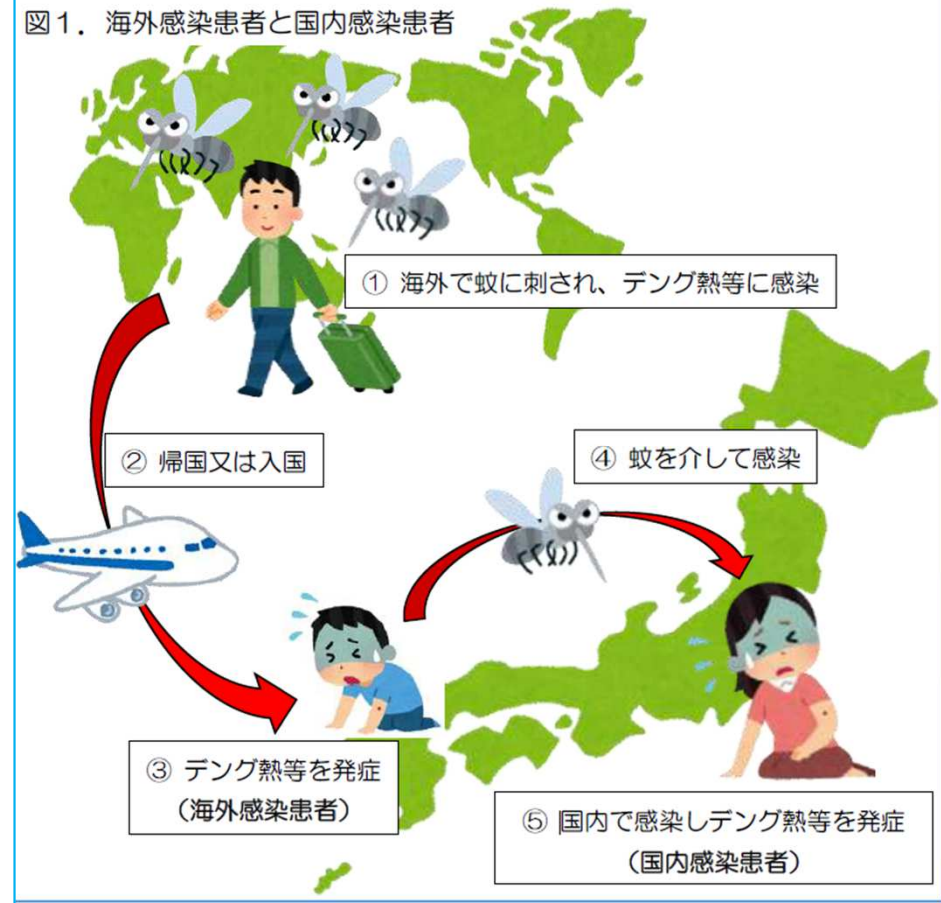
・原因となりうる蚊の種類

: ヒトスジシマカ



画像提供: 国立感染症研究所昆虫医学部

図1. 海外感染患者と国内感染患者



福岡県蚊媒介感染症対応指針の概要(2)

・行政機関、関係団体等の役割

県等	蚊や人のサーベイランスによる蚊媒介感染症の迅速な探知、病原体の分析等の取組みを実施するとともに、市町村及び関係機関等が実施する蚊媒介感染症対策を総合的に推進する。
保健所	患者発生時の積極的疫学調査や保健指導を行うとともに、蚊の対策の必要性を検討するなど、地域における蚊媒介感染症対策の中心的役割を担う。 患者所在地や推定感染地等を管轄する保健所が異なることも想定されることから、関係する保健所間で調整を行い、県等や市町村とも連携して蚊媒介感染症対策を推進する。
市町村	住民への普及啓発、蚊の発生抑制・駆除の実施等、蚊媒介感染症対策を推進する。
検疫所	検疫所は、検疫港・検疫空港における蚊の調査結果を県等に提供する。 また、蚊媒介感染症が流行している地域への出入国者に対する注意喚起、入国者の検疫による海外感染者の早期探知に努め、県等と相互に連携して蚊媒介感染症対策を推進する。
医師会	検疫所や県等からの適切な情報を受け、発生段階に応じた医療の提供や患者への保健指導が医療機関において適切に行えるよう、県等と連携して必要な情報の提供を行い、蚊媒介感染症対策の推進に協力する。
医療機関	蚊媒介感染症にかかっていると疑われる者については、保健所と連携し、早期の探知を図るとともに、必要に応じて、診断が可能な医療機関に相談するなど、発生段階に応じた医療の提供を行い、蚊媒介感染症対策を推進する。 また、患者に対し、血液中に病原体が多く含まれるため蚊が媒介した感染拡大のリスクがある期間（以下「病原体血症期」という。）中の防蚊対策や献血の回避の重要性に関する保健指導等を行い、蚊媒介感染症対策の推進に協力する。
施設管理者	利用者への注意喚起、蚊の発生抑制・駆除の実施を平常時から行い、患者発生時には、施設の利用制限を検討する等必要な対策を講じる。

福岡県蚊媒介感染症対応指針の概要(3)

・発生段階の考え方

発生段階	定義	目標
平常時	国内感染患者が発生していない段階	蚊の発生を限りなく抑制するなど、行政と県民が協力して蚊媒介感染症の発生リスクを低下させるとともに、検査・医療体制を整備し、患者発生を早期に探知する。 また、県内で海外感染患者が発生した場合は、的確に対応し、感染拡大を防止する。
国内(県外)発生時	県外で国内感染患者が発生した段階	県外で発生した国内感染患者の推定感染地などの情報を関係機関に速やかに提供し、県内での患者発生を早期に探知するため「平常時」の対応を強化・徹底する。
県内発生時	県内で国内感染患者が発生した段階	注意喚起と推定感染地の蚊の対策を速やかに実施し、感染の拡大及び伝播を抑える。

平常時における目標と対応の考え方

▶ 平常時の定義

国内感染患者が発生していない段階

▶ 目標

1蚊の発生を可能な限り抑制

2行政と県民が協力して蚊媒介感染症の発生リスクを低下

3検査・医療体制を整備し、患者発生を早期に探知

▶ 対応の考え方

1 国内感染患者の発生に備えて、検査・医療体制の整備を行う

2 海外感染患者が発生した場合は、感染拡大を防止するために、海外感染患者への調査と保健指導を適切に行う

3 蚊の発生抑制(幼虫対策)を実施するとともに、サーベイランス(継続的な監視)による蚊のモニタリングに努める。

4 県民・施設管理者への正しい知識の普及啓発に取り組む

定点モニタリング調査の概要

- ▶ 調査期間: 5月～10月（蚊の活動が活発な時期）
- ▶ 調査地点: 福岡県内2カ所
- ▶ 調査方法
 - ・蚊の採集: 二酸化炭素誘引トラップ法 人おとり法
 - ・採集した蚊の分類・同定: 専門家による顕微鏡観察



ヒトスジシマカ:
デング熱、チクングニア
熱、ジカウイルス感染症
の主要な媒介蚊

定点モニタリング調査の実際(1)

▶ 二酸化炭素誘引トラップ法

蚊が二酸化炭素ガスに誘引される性質を利用してドライアイスから発生する二酸化炭素ガスに集まってきた成虫を乾電池式の吸引機により採集する 採集時間:24時間



定点モニタリング調査の実際(2)

▶ 人おとり法

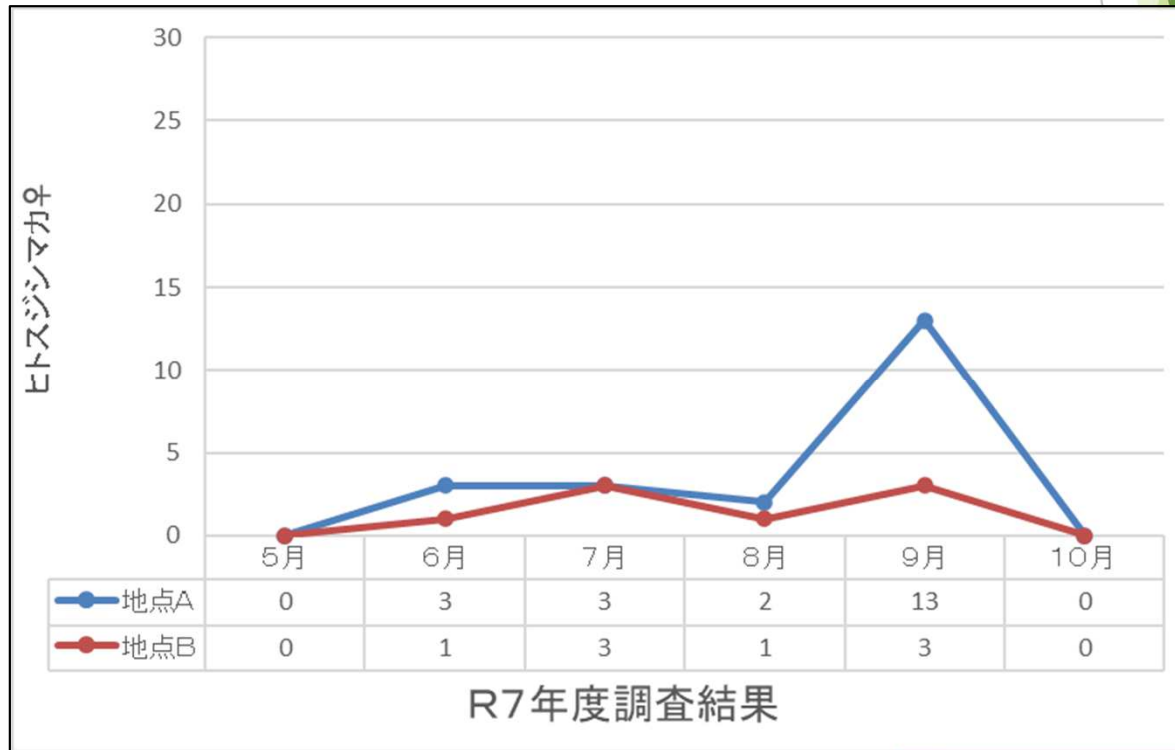
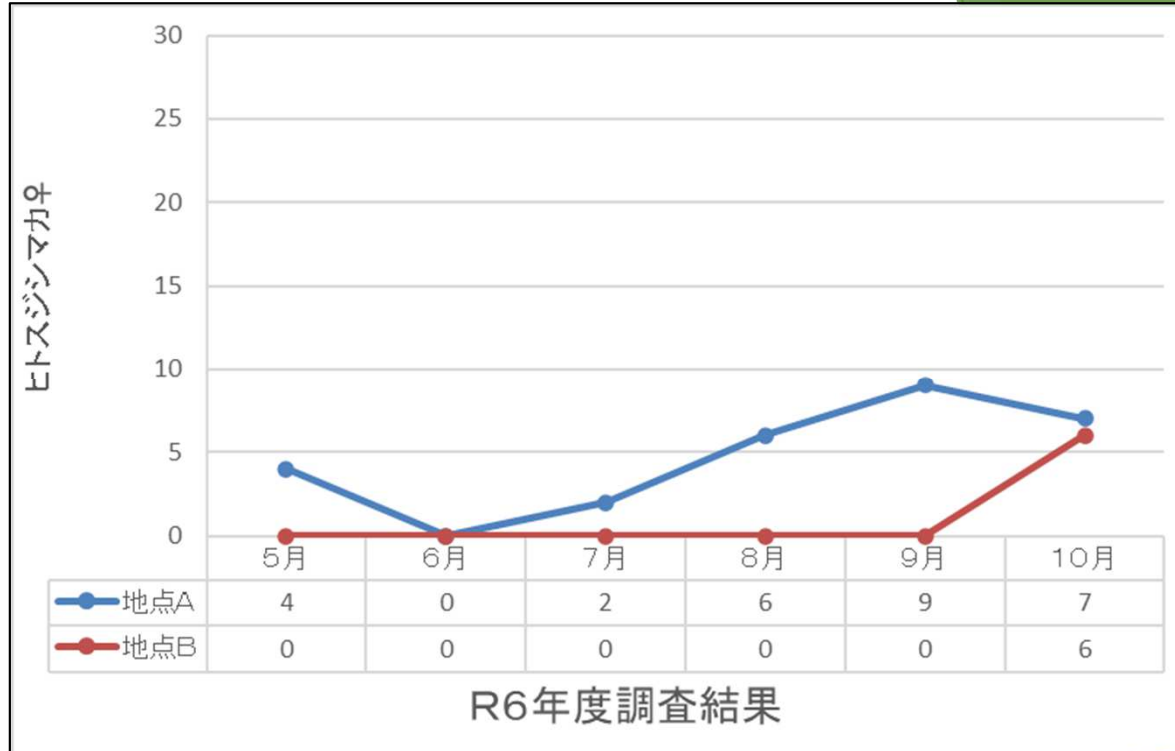
1カ所に1人が立ち、吸血のために飛来する成虫を捕虫網で捕える 採集時間:8分

蚊に刺される可能性はゼロではないので、個人的防御は必要



ヒトスジシマカ 採取数の推移

- ▶ 年度によって多少のばらつきはあるが、蚊の駆除を要すると判断した事例はない
- ▶ 令和6年:34
- ▶ 令和7年:29



地域住民に対する啓発活動(1)

令和7年7月31日



福岡県感染症情報ホームページでは、
感染症発生情報、病原体検出情報などを
ご覧になれます。

がん感染症疾病対策課感染症対策係
担当 中尾 長藤
直通：092-643-3597
内線：3065

福岡県感染症発生動向調査感染症週報

令和7年第30週（令和7年7月21日～令和7年7月27日）

福岡県感染症情報センター

コメント

第30週は、腸管出血性大腸菌感染症の報告が7件ありました。本疾患の主な症状は、腹痛や水様性下痢、血便であり、嘔吐や発熱を伴う場合もあります。菌は主に食肉等に付着しており、加熱不十分な肉を摂取すること等で感染します。調理の際は、食品の中心部まで十分に加熱（75℃で1分以上）するとともに、調理器具を介した感染を防ぐため、トンぐや箸等は調理用と食事で使い分けましょう。また、患者の便に汚染された手を介して感染拡大するため、調理時、食事前、トイレやおむつ交換の後には、石けんと流水で十分に手を洗いましょう。

全数把握疾患報告

病名	福岡県		全国（前週）	
	報告数	累積報告数	報告数	累積報告数
結核	15	419	247	7,639
腸管出血性大腸菌感染症	7	110	148	1,324
E型肝炎	1	4	10	338
デング熱	1	6	3	81
日本紅斑熱	1	6	9	275
レジオネラ症	2	38	30	1,214
アメーバ赤痢	1	12	3	258
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	1	50	11	742
後天性免疫不全症候群	2	25	13	464
侵襲性肺炎球菌感染症	1	99	31	2,395
梅毒	12	438	188	7,715
百日咳	118	2,210	3908	52,490

定点把握疾患報告数

■ 警戒レベル（※） ■ 注意報レベル（※）

病名	福岡県			全国（前週）	
	報告数	定点当たり	前週比	報告数	定点当たり
新型コロナウイルス感染症	646	5.30	1.57	12,069	3.13
インフルエンザ	81	0.66	0.95	1,146	0.30
急性呼吸器感染症				207,629	54.03
RSウイルス感染症	82	1.17	0.71	1,180	0.50
咽頭結膜熱	41	0.59	0.79	1,306	0.56
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	149	2.13	0.63	5,179	2.20
感染性胃腸炎	344	4.91	0.74	12,454	5.30
水痘	24	0.34	1.85	799	0.34
手足口病	19	0.27	0.44	1,395	0.59
伝染性紅斑（警戒レベル）	203	2.90	0.98	4,881	2.08
突発性発しん	31	0.44	1.00	816	0.35
ヘルパンギーナ	78	1.11	0.33	4,401	1.87
流行性耳下腺炎	2	0.03	1.00	131	0.06
急性出血性結膜炎	0	0.00	-	9	0.01
流行性角結膜炎	12	0.46	0.80	616	0.88
細菌性髄膜炎	0	0.00	-	8	0.02
無菌性髄膜炎	2	0.13	-	26	0.05
マイコプラズマ肺炎	12	0.80	1.00	474	0.99
クラミジア肺炎	0	0.00	-	3	0.01
感染性胃腸炎（ロタウイルス）	1	0.07	1.00	8	0.02

（※）令和7年第15週からの定点医療機関の減少等に伴い、従前の警戒及び注意報の基準値を直ちに当てはめることはできません。そのため、国が警戒及び注意報の取扱いを検討することとしています。取扱いが示されるまでの間、本県では従前の基準値で運用することとします。

▶ 県ウェブサイト毎週掲載

地域住民に対する啓発活動(2)

福岡県 × アース製薬

福岡県とアース製薬は包括提携協定を締結し、蚊・マダニ媒介感染症対策に取り組んでいます。

蚊に刺されると感染症にかかる可能性があると？

特に海外旅行などでは注意が必要やけんね！

【蚊が媒介する感染症】 デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症・日本脳炎など

効果的な対策

肌を露出しない服装 + 防除用医薬部外品 虫よけ剤の使用

虫よけ剤を使用して蚊に刺されるのを防ぎましょう

虫よけ剤の正しい塗り方

- 顔・足などお肌の露出部分には約15cmの距離からスプレーしてください。
- 顔・首筋には手のひらにスプレーしてお肌に着くまで塗り込んでください。
- 塗りムラのないように均等に塗り込んでください。

※汗をかくと虫よけ剤が落ちてしまうので、その都度塗り直すことが大切です。

きちんと塗ったつもりでも、蚊は塗りムラ部分を見つけて刺してくるので、虫よけ剤は「塗りムラなく塗る」ことが大切です。

山や森など蚊の多い場所に行く場合は、肌を露出しない厚手の服装を。蚊は汗の臭いにも寄ってくるのでこまめに汗を拭くタオル類もお忘れなく。

アース製薬は、「地球を、キモチいい家に。」をスローガンとして、これからも世界中のより多くの人々の暮らしに寄り添い、さらに豊かで快適な生活を実現できるよう貢献してまいります。

●お問い合わせは福岡県保健医療介護部 がん感染症疾病対策課 感染症対策係 TEL 092-643-3597

デング熱・ジカウイルス感染症に注意しましょう

デング熱やジカウイルス感染症は、主にウイルスに感染した蚊(日本ではヒトスジシマカ)に刺されることによって感染します。

デング熱・ジカウイルス感染症を防ぐには

1. 蚊に刺されないようにしましょう

屋外で活動するときは、蚊に刺されないよう、対策をしましょう。

- 肌を露出しない(長袖、長ズボン、靴など)
- 白などの色が薄い衣服を選ぶ(蚊は色の濃いものに近づく傾向がある)
- 虫除けスプレーや蚊取り線香などを使うなどの方法が有効です。



2. 蚊の発生を抑えましょう

蚊は、小さい水たまりを好んで卵を産みます。住まいの周囲の水たまりを無くすことで、発生する蚊の数を減らすことができます。

3. 海外に渡航される方へ

流行している地域に行ったときは、潜在中だけでなく帰国後も最低2週間は蚊に刺されないよう、注意しましょう。

また、発熱、発疹、関節痛、結膜炎などの症状が見られた場合には、医療機関を受診しましょう。

ヒトスジシマカの発生源を叩け!



デング熱について詳しくは

福岡県 デング熱

ジカウイルス感染症について詳しくは

福岡県 ジカウイルス感染症

【問い合わせ】
下記の県保健福祉(環境)事務所
または県がん感染症疾病対策課 TEL:092-643-3597

ヒトスジシマカ



出典:国立感染症研究所HP

福岡県保健福祉(環境)事務所の問合せ先

保健衛生課感染症係	電話番号
筑前保健福祉環境事務所	大野城市白木原3丁目5-25 092-513-5584
粕屋保健福祉事務所	糟屋郡粕屋町戸原東1丁目7-26 092-939-1746
糸島保健福祉事務所	糸島市浦志2丁目3-1 092-322-5579
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	宗像市東郷1丁目2-1 0940-36-6098
嘉穂・穂手保健福祉環境事務所	飯塚市新立岩8-1 0948-21-4972
田川保健福祉事務所	田川市大字伊田3292-2 0947-42-9379
北筑後保健福祉環境事務所	新城市甘木2014-1 0946-22-9886
南筑後保健福祉環境事務所	糟川市三浦町今古賀8-1 0944-72-2812
京橋保健福祉環境事務所	行橋市中央1丁目2-1 0930-23-3935

夏季を中心にコンビニエンスストア、ショッピングモールに感染症予防等を記載した啓発リーフレットを配架している